

平成

二十六年

五條市議会第二回臨時会会議録(第三号)

平成二十六年十月二十二日(水曜日)

議事日程(第三号)

平成二十六年十月二十二日 午前十時開議

第一 議第五十一号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第三号) 議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
		佳		康	雅	清	全
実	孝	秀	正	寛	一	司	康



事務局職員出席者

企画政策課長 水本俊明  
財政課長 和田剛明  
土地開発公社事務局長 上田幸則

事務局長 乾本武士  
事務局次長 松本雅彦  
事務局次長補佐 久保仁美  
事務局主任 片山仁美  
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（益田吉博）ただいまから、去る十六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。  
配布漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第五十一号を議題といたします。  
本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範）おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十一号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る九日の本会議において当委員会に付託され、九日、午後一時三十分から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第五十一号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、（仮称）五條総合体育館建設事業の入札不調を受け、工事期間並びに事業費の見直しを行い、再度の入札公告その他関係手続を行うため、債務負担行為の限度額を追加するもので、期間については、平成二十七年年度から平成二十八年度とし、追加する限度額については、三億五千万円とし、当該限度額の二分の一を国庫支出金として、二分の一を地方債として見込んでいるとの説明の後、市の実質負担額の試算及び工事費の内訳等について説明がありました。委員から、工事のスケジュールについてただしたのに対し、「議決後は、十月中に公告を行い、開札を十二月末、その後、総合評価を行い来年一月に業者を決定し、工期を十八箇月で見込んでいますので、平成二十八年七月末しゅん工としている。」との答弁がありました。

次に、消費税が一〇パーセントになった場合についてただしたのに対し、「基準日までの契約の場合八パーセントのまま、インフレスライドになる場合は対応していく。」との答弁がありました。

次に、三億五千万円の中で収まるのかただしたのに対し、「余裕をもった限度額で設定しているが、請負率の関係でどれだけの余裕ができるのか分からない。」との答弁がありました。

次に、工期を十四箇月から十八箇月とした理由についてただしたのに対し、「ゼネコンのネットワーク工程表を基に算出した。」との答弁がありました。

次に、三億五千万円の内訳についてただしたのに対し、「詳細な説明がありました。委員から、追加工事についてただしたのに対して「追加工事はない。」との答弁がありました。

次に、体育館の維持管理費についてただしたのに対し、「年間約一千四百万円である。」との答弁がありました。

次に、事故繰越しについてただしたのに対し、「事故繰越しが認められれば一千万円程度減額になる。」との答弁がありました。

次に、建設工種についてただしたのに対し、建設工種の内容について詳細な説明がありました。

次に、中央体育館の耐震工事費についてただしたのに対し、「平成二十五年三月の試算で設計工事等を含め二億六千六百万円である。」との答弁があり、委員から、耐震工事費より債務負担行為による市の負担の方が少ないので、債務負担行為の議案に賛成するとの意見がありました。

次に、債務負担行為の限度額が以前説明を受けた二億五千万円から三億五千万円に増額となったことについてただしたのに対し、「諸経費、消費税等を加味して説明していなかった。」との答弁がありました。

午後二時五十五分に休憩し、午後三時二十五分から審査を再開しました。

再開後、債務負担行為の限度額が十五億円の時点で発注できなかったことについてただしたのに対し、実施設計業務委託契約時点から時系列による詳細な説明がありました。

次に、事業にかかる東京出張の内容についてただしたのに対し、基本構想の作成に伴う業者との打合せなどの詳細な説明がありました。

午後三時五十五分に休憩し、午後四時二十七分から審査を再開しました。

再開後、基本構想の発注内容についてただしたのに対し、資料により基本構想業務委託内容について詳細な説明がありました。委員から、基本構想の作成に余りにも時間が掛かりすぎたのではないかと意見がありました。

次に、工期についてただしたのに対し、「二箇月の準備期間をみて二月末に工事着手し、十八箇月の工期を考えている。」との答弁があり、委員から、アリーナ上部の屋根の木造工事に問題があるが、工期に遅れないようにとの意見がありました。

午後五時三分に休憩し、午後五時四十分から審査を再開しましたが、休憩中に開会した総務文教常任委員会及び議会運営委員会において審査日程について協議を行った結果、一日間となっていた審査日程を追加し、次回十六日に再開すると決定したことを報告し、午後五時四十二分に審査を閉会しました。

九日に引き続き、十六日、午前十時三十分審査を再開しました。

再開後、中央体育館の耐震工事費の二億六千六百万円に係る補助金の有無についてただしたのに対し、「文部科学省の補助金はないが、スポーツ振興くじの助成金があり、改修にあたって上限一億円が助成されるが、申込みをして助成されるかどうかは分からない。また、耐震補強を行うにしても築後四十数年を経過しており、耐用年数の問題がある。」との答弁がありました。

次に、契約にあたってのインフレスライドについてただしたのに対し、インフレスライドについて詳細な説明がありましたが、物価上昇等

により債務負担行為の限度額が十五億円から二十三億五千万円になり、また、工期十八箇月の間に、物価上昇により契約金額が上がるのではないかと今後を心配する意見がありました。

次に、過疎対策事業債等、市の実質負担額の内訳についてただしたのに対し、過疎対策事業債等の詳細な説明がありました。資料の提出を求める申出がありました。

次に、体育館建設に伴う周辺整備についてただしたのに対し、「上野公園周辺整備検討委員会でも市道大津相谷線や駐車場の整備について検討している。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時二十分に休憩し、午後一時四十分から審査を再開しました。

再開後、提出された資料により国庫支出金、起債の償還に対する交付税措置額、県補助金等について詳細な説明がありました。地方交付税の合併算定替が及ぼす影響等を考慮した確実な試算を求める意見がありました。

次に、木材の単価及び強度等についてただしたのに対し、「杉、米松は立米当たり七万二千元、ホワイトウッドは六万三千元である。強度的には、米松とホワイトウッドは杉より強度が勝るが、県産材を使用する理由として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、公共建築物においては可能な限り木材を使用することとなっているためである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て起立採決を行い、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、原案に賛成の立場から討論をさせていただきますというように思います。

当初、いろいろと心配な面もあったわけでありますけれども、本会議の審議案、総務文教常任委員会での審議によりまして、今までにない明るい見通しも明らかになったのではないかと思います。

その一つ、この総合体育館の構造についてまず申し上げますと、構造につきましては、大体全体的なことはこの間の議案審議で明らかになっておりますけれども、やはり一番心配な基礎工事についても一度申し上げますと、約百本近くの杭を打つということでありまして、これも私も心配がありましたので、いろいろ研究してきたのですけれども、御存じのように五條市内には京奈和道路が建設されております。五條区間の京奈和道路の中で池の中に橋脚を建設しているのは私の目では二箇所あると思います。だから常時水のたまっている池の中にでも、やはり橋脚を建設して基準に耐えられるだけの建設技術というのは、今、日本は持っているわけですね。また広く日本全体を見渡しますと、日本全体の中には高速道路がたくさん造られておりますけれども、その中には池ではなしに海の中にも橋脚を建設しているところがあるわけです。したがって、今回の上野公園は吉野川が増水した場合はつかることになりますけれども、常時水を保っているところでもありませんので、杭打ち百本近くであれば、私はもうほほ心配のない基礎工事ができるのではないかと判断しております。また構造の面では、ちよつと今まで心配でありました屋根の構造ですけれども、御存じのように、屋根の構造はまず鉄骨のはりをX型に対角に組んで、その上に木のはりを組んでいくという、こういう構造になるわけでありまして、やはり将来の地震に耐えられるのか、また大雪に耐えられるのかという点で担当課に調査をしましたがけれども、地震については震度七でも耐えられる構造になっていることですね。積雪につきましては、一年間三〇センチ雪が積もったまま続いてもいけるという、時々五〇センチ積もっても一時期だけであれば耐えられるという構造になっていることでもあります。

そのほか御存じのように、体育館の中には約一千二百以上のいすも並べられるということで、老人会等の午前・午後にやっていた取組はもう一度に集まっていたらいいやれるようになりますし、国体競技の屋内競技はほぼできます。また音楽、その他文化行事もできるといふ、五條市が今求めている体育、音楽、文化行事はほぼできることの構造になるのではないかなというふうに判断をさせていただきます。そして財政の負担はどうかということでございますけれども、この間の総務文教常任委員会審議でかなり詳しい資料が提出されてきて

員会審議のやはり必要性は大変高いものがあつたのではないかなと、やっていただいでよかつたのではないかと思ひます。

その中で明らかになつてきたことは、予算はなるほど二十三億五千万円に増えました。しかしそのうちの九億九千八百三十五万円、これは国の負担になります。具体的な国の負担名称は、防災安全交付金で七億三千二百八十五万円、がんばる地域交付金で二億六千五百五十万円、これは国から三年掛かりくらいで下りてくるわけです。後二十三億五千万円から九億九千八百三十五万円を引きますと、十三億五千六百五十万円と、これが残るのですけれども、これをいわゆる借金と、県と市の負担で賄うということになるので、借金は公共事業等の借金、過疎対策事業等の借金ということになります。しかしこの借金は一旦元金利子を過疎対策債で十二年間、公共事業債で二十年間という返していく期間の中で払うわけですから、しかしそのうちの公共事業債は、五〇パーセントが国から交付措置されます。過疎対策事業債は七〇パーセントが交付税として措置されます。国から交付税として下りてくる措置の額と回数は、先ほど申し上げました十二年から二十年の償還期間に併せて大体その範囲内で国の交付税措置額も五條市へ戻されるということでもあります。

したがひまして、払つた金額の五〇から七〇パーセントは毎年返つてくるということになりますので、やりくりは大変ですけれども、びつくりするほどの負担ではないのではないかというふうに思ひます。

こういった財源活用で結果として五條市の負担額が大体一億六千万円ということになるわけでありませうけれども、御存じのようにこれだけで済むのかと言ひますと、そうではありません。やはり関連事業として駐車場の確保もしなければなりません。しかし駐車場は上野公園全体を見渡しますともう少し数は増えますけれども、トイレの周辺で少し、そしてまたプールの検討が求められておりますけれども、そのプールの検討いかんではプールの広場をまた駐車場にできるといふことも起こり得ることでもあります。そういうやはり検討して確保していかねばなりませんけれども、これは総合体育館の関連に伴う事業になりますけれども、それはそれなりにお金は要するということにはなりません。

しかし、この横を走つております市道大津相谷線の道路が吉野川の増水で冠水すると、したがひまして、道路を上げるかも少し遠回りをするかどちらかの方法で、道路が少々吉野川が増水しても冠水しないようにするための事業は、体育館を結果として建てなくてもやらなければならぬ事業になりますね。既に体育館がない今でもつかつてゐるわけですからね。だからこの事業は体育館の事業との関連ではないといふふうに判断します。

将来のことを考えますと、保育所・幼稚園の体制の改革、小・中学校の体制をどうするかという改革、その他いろいろ財源が求められる事業はたくさんありますけれども、やはり今五條市にとって求められるこの総合体育館がほぼ安全で強固なものができ、そしてその負担が一

億六千万円くらいでできるといふ、この時期にやはり建てておくことこそ、これからのいわゆるいろんな市民の皆さん方の要望、事業にお応えするために、たくさんお金の要るそういう時期こそ、安い負担でこの五條市の求めている体育館ができるのであるならば、私は建設していくわけだというふうに判断いたしましたして、原案に賛成討論をさせていただく次第でございます。

○議長（益田吉博）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御精励いただき、また円滑なる議会運営に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十六年第二回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては、原案どおり御議決をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

議員各位には、どうぞ健康に十分御留意いただき、更に御活躍賜りますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（益田吉博） これをもちまして、平成二十六年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午前十時二十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

署名議員 岩本孝

署名議員 福塚実

署名議員 山口耕司